

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴うDBへの影響について

ポイント

◆令和3年5月19日に確定給付企業年金法の一部改正が規定された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）が公布（注1）、同日に関連する通知並びに令和3年7月15日に関連する通知及び事務連絡が発出（注2）されました。施行日は何れも令和3年9月1日となっています。

○改正内容：事業主等が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の署名押印が不要とされた

（1）確定給付企業年金法

改正後	改正前
（年金数理関係書類の年金数理人による確認） 第97条 この法律に基づき事業主等(中略)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。 2 （略） 附 則 （施行期日） 第1条 この法律は、令和3年9月1日から施行する。（以下略）	（年金数理関係書類の年金数理人による確認） 第97条 この法律に基づき事業主等(中略)が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを次項に規定する年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。 2 （略）

（注1）法律（第22条）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210519/20210519g00109/20210519g001090038f.html>

（注2）通知「『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』の公布について」

（令和3年5月19日年発0519第3号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000189270.pdf

通知「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う通知様式の改正について」（令和3年7月15日年発0715第1号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000196457.pdf

事務連絡「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務連絡の改正について」（令和3年7月15日）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000196458.pdf

<次頁（裏面）に続きます>

ポイント

(2) 通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(注3) 様式C1

改正後	改正前
年金数理に関する確認 私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。確定給付企業年金法第97条の規定に基づき、この書類を作成します。 (中略) 年金数理人番号 年金数理人氏名 (所属法人名：)	年金数理に関する確認 私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。確定給付企業年金法第97条の規定に基づき、この書類を作成します。 (中略) 年金数理人番号 年金数理人氏名 (所属法人名：)

(3) 確定給付企業年金規約例(規約型の例)(注4)

改正後	改正前
(年金数理関係書類の年金数理人による確認) 第〇条 事業主が厚生労働大臣(規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあつては、地方厚生(支)局長)に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。	(年金数理関係書類の年金数理人による確認) 第〇条 事業主が厚生労働大臣(規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合にあつては、地方厚生(支)局長)に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(4) (参考) 別添1の確認事項の詳細内容(注5)

改正後	改正前
5-1 年金数理人確認書類 ○ 通常の場合は、年金数理人の記名及び作成日を確認すること。	5-1 年金数理人確認書類 ○ 通常の場合は、年金数理人の自署、押印及び作成日を確認すること。

(注3) 平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

(注4) 規約変更は、確定給付企業年金法施行規則第10条第6号又は第18条第3号に該当して届出不要
規約変更は、原則として記名での年金数理人確認書類を提出する時までに行っている必要があるが、
令和3年9月1日以降のその他の規約変更時に併せて行うことも可能

(注5) 確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について(平成22年4月28日事務連絡)